

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第304号）

〔 産業廃棄物収集運搬車関係書類部分公開決定審査請求事案 〕

（答申日：平成31年1月25日）

第一 審査会の結論

実施機関（大阪府知事）の本件審査請求に係る部分公開決定の判断は妥当である。

また、実施機関は、本件請求の対象となる行政文書について、改めて特定のうえ、公開、非公開等の決定を行うべきである。

第二 審査請求に至る経過

- 1 平成30年6月16日、審査請求人は、大阪府知事（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容の行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（行政文書公開請求の内容）

産業廃棄物収集運搬車 和泉800す7534に関する書類全て

（株式会社A許可番号第〇〇〇〇〇〇号が使用していると推認できます。）

- 2 同月26日、実施機関は本件請求に対応する行政文書（以下「本件行政文書」という。）として、「運搬車両の写真（1枚）」及び「自動車検査証の写し（1枚）」を特定の上、本件行政文書に株式会社A（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されていることから、条例第17条第1項の規定に基づき、第三者に意見提出の機会を付与するため、第三者に対して意見書の提出依頼書を送付した。併せて、審査請求人に対して、条例第14条第2項の規定により決定期間延長通知書を送付した。

- 3 同月28日、第三者から実施機関に対し、次のとおり、本件行政文書の一部について公開に反対する旨の公開請求に係る意見書が提出された。

（1）公開に反対する部分

ナンバープレート、当社名、車台番号、所有者の氏名、住所、使用者の氏名、住所、使用の本拠地、その他車検情報

（2）公開に反対する理由

上記情報を保存・管理されることにより、肖像権の侵害、自己情報コントロール権侵害。

- 4 同年7月11日、実施機関は本件請求に対して、条例第13条第1項の規定により、本件行政文書のうち（1）の部分を除いた部分を公開することとする部分公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、（2）のとおり公開しない理由を付して、審査請求人に通知した。

（1）公開しないことと決定した部分

車台番号、登録年月日／交付年月日、初年度登録年月、所有者の氏名又は名称、所有者の住所、使用者の氏名又は名称、使用者の住所、使用の本拠の位置、有効期間の満了する日、備考、およびそれがわかる部分

（2）公開しない理由

条例第8条第1項第1号に該当する。

本件行政文書のうち非公開部分に記載されている内容を公にすることにより、当該法人

の取引の安全を害するなど当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。

- 5 同月18日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第三 審査請求の趣旨

産指第1316号による部分公開決定処分には不開示の理由が無いので全部公開すべきである。さらに、条例にもとづき公開すべき文書を公開していないので、保有している筈の他の関連文書の公開を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

1 審査請求書における主張

- (1) 本件決定の不開示理由は具体的ではない、処分庁は条例第8条第1項第1号に該当するという抽象的な理由だけで非公開としている部分が有る。実施機関の不開示理由が、情報開示の公共性を除外してまで「法人の正当な利益」を守ると言うことなのであれば、具体的にどのような内容が上記条例に該当するかを示さずに非公開にするようなことが有ってはいけない、そのような事が許されれば今後抽象的な理由により、公文書中の「これら」の情報をあらゆる場合において非公開とすることができるようになってしまう。
- (2) 上記産指第1316号にかかわる開示請求は「産業廃棄物収集運搬車 和泉800す7534に関係する書類全て（株式会社A許可番号第〇〇〇〇〇〇号が使用していると推認できます）」として請求したものである、そうなれば、関係する上記「A」に関係する書類も存在する筈である。
- (3) 審査請求人は平成30年7月15日にFAXにより処分庁へ行政文書のさらなる検索を依頼した（資料1）（添付省略）が平成30年7月18日実施機関は拒否してきた（資料2）（添付省略）。

ア 資料1の概要

資料1は、平成30年7月15日に審査請求人が環境農林水産部循環型社会推進室産業廃棄物指導課処理業指導グループ（以下「実施機関の担当課」という。）あてに送信したFAXの写しであり、以下の内容が記載されている。

（FAXの記載内容）

平成30年7月11日付産指第1316号に関して実施機関の検索不足が強く疑われるので、下記疑問について7月18日迄にFAXにて回答願います。

（記）

情報公開請求人が「関係する全ての書類」の公開をもとめているにもかかわらず、公開される予定の文書が「写真と検査証の写し」しか特定されていません。産業廃棄物の収集運搬車両として登録されている以上他の関連文書が何もないとは考えられません、

再度検索される意思の有無を回答願います。

イ 資料2の概要

資料2は、平成30年7月18日に実施機関の担当課が審査請求人に送信したFAXの写しであり、以下の内容が記載されている。

(FAXの記載内容)

【回答】平成30年7月11日付産指第1316号に係る疑義照会について

平成30年6月16日付第546号行政文書公開請求書の「行政文書の名称等公開請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」欄に記載されている、「産業廃棄物収集運搬車 和泉800す7534に係る書類全て」という文言に従って検索を行いました。その結果、平成30年7月11日付産指第1316号部分公開決定通知書のとおり当該車両に係る書類を特定しており、検索不足ではないと考えております。

2 反論書における主張

- (1) 実施機関の弁明書は何のエビデンスの添付も無い資料であり、圧倒的な情報収集能力のある官僚が自らの隠ぺい性を正当化しようとしているだけである。
- (2) 以下の通り実施機関の弁明の理由（後記第五 2）について反論する。

ア 実施機関は後記第五 2（1）において、不開示理由を「当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害する」と述べているが、具体的に説示しているわけではない。条例において設けられている公開しない事が出来るという例外規定を持ち出して自らの非公開を正当化するのであれば、具体的な「害する利益」理由を述べるべきである。

イ 実施機関は後記第五 2（2）において、「文書特定」の正当性を説示する、しかしながら、開示決定書が審査請求人へ届くまで、一切の文書特定の作業を審査請求人との間でしていない。さらに部分公開決定が審査請求人へ届いたとき、請求人は架電により原課へ他の文書が無いか確認したが、実施機関は耳も貸さず文書の検索をしようとしなかった。

一般的に公文書の特定については、「特定された行政文書の範囲は、その記載内容に基づいて合理的に理解し得る範囲において幅広くとらえるべき」というのが通論であることも考えると、実施機関の説明は説得力がない。

- (3) 以上のように、実施機関がどのような理由をつけるにせよ本件情報公開に後ろ向きで、情報の公開をしたく無い姿勢があからさまに現れているとしか言いようがありません。公文書の管理が強く求められているのにもかかわらず、実施機関の体質を改められない限り、昨今の公文書管理の不手際等の社会問題をひきおこすようなことになってしまいます。どうか、審査庁におかれましても、世情を考え、情報公開制度の根幹を揺るがす処分庁の行為を阻止するような裁決をお願いいたします。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は概ね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

2 弁明の理由

- (1) 条例第8条第1項第1号に該当する。本件行政文書のうち非公開部分に記録されている情報を公にすることにより、当該法人の取引の安全を害する又は法人の経営に関する情報が明らかになるなど、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。
- (2) 実施機関は本件公開請求書の「行政文書の名称等公開請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」欄に記載されている文言に従い、本件決定のとおり当該車両に関係する書類を特定している。

3 結論

以上のとおり、本件決定は、条例に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによつて府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もつて府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念のもとにあつても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

実施機関は、本件行政文書の非公開部分について、条例第8条第1項第1号に該当すると主張していることから、その該当性について以下検討する。

(1) 条例第8条第1項第1号について

事業者の適正な活動は、社会の維持存続と発展のために尊重、保護されなければならないという見地から、社会通念に照らし、競争上の地位を害すると認められる情報その他事業者の正当な利益を害すると認められる情報は、営業の自由の保障、公正な競争秩序の維持等のため公開しないことができる。

同号は、

ア 法人（国、地方公共団体、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等

をいう。以下同じ。)、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、土地開発公社及び地方道路公社その他の公共団体(以下「国等」という。))を除く。)、その他の団体(以下「法人等」という。))に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの

に該当する情報については、公開しないことができる旨定めている。本号の「競争上の地位を害すると認められるもの」とは、生産技術上又は営業上のノウハウや取引上、金融上、経営上の秘密等公開されることにより、公正な競争の原理を侵害すると認められるものをいい、「その他正当な利益を害すると認められるもの」とは、事業者に対する名誉侵害、社会的評価の低下となる情報及び公開により団体の自治に対する不当な干渉となる情報等必ずしも競争の概念でとらえられないものをいうものである。

(2) 条例第8条第1項第1号該当性について

ア 本件決定において非公開となっているのは、本件行政文書のうち「自動車検査証の写し(1枚)」に記載された第二4(1)の情報である。

これらの情報は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく産業廃棄物処理業の許可を受けた法人が、産業廃棄物収集運搬車として実施機関に届出を行った車両に関するものであるから、(1)アに該当するといえる。

イ 実施機関は、非公開とした情報を公開することにより、取引の安全を害する又は経営に関する情報が明らかになるなど、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると主張している。

当審査会で見分したところ、これらの情報は、当該法人が産業廃棄物収集運搬車として使用する車両の所有に関する状況や、車両固有の情報を示すものであり、当該法人の経営に関する通常公にされない内部情報に当たるものであって、公開することにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることを確認した。特に車台番号は、個々の車両に割り当てられた固有の番号で、これを知り得る者は一般的に自動車の所有者や使用者、これらの者と取引関係にある者に限定されており、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第22条第1項に基づく登録事項等証明書の交付を請求する際に、自動車登録番号とともに明らかにしなければならないことが同条第5項及び自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第26条第1項に規定されているものである。これを公開すると、登録事項等証明書を不当な目的で請求され、当該登録情報を悪用されるなど、当該車両を保有する法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

以上のことから、第二4(1)の情報は(1)イにも該当し、非公開とすることが妥当である。

(3) 結語

よって、実施機関が特定した本件行政文書についての本件決定の判断は妥当である。

3 本件請求に係る対象行政文書の特定の充足性について

実施機関は、本件請求に係る対象文書の特定は、本件行政文書のみで十分であり、本件決

定が妥当である旨を主張する。

当審査会が実施機関に確認したところ、審査請求人は、過去に、当該法人に関する書類全てを内容とする行政文書公開請求を行ったことがあり、一方、本件請求は、当該法人が使用する産業廃棄物収集運搬車両のうち、特定の車両の自動車登録番号を示したものであったため、本件行政文書を特定すれば審査請求人の請求趣旨は満たせると考え、審査請求人に請求趣旨の確認を行うことなく本件決定を行ったとのことであった。また、実施機関は、審査請求人が本件審査請求と同日付けで行った別の行政文書公開請求が、当該法人の産業廃棄物処理に関する書類全てを求めるものであったため、本件行政文書を含め、実施機関が管理する当該法人の一連の行政文書を特定して決定したと述べた。当審査会がこれら一連の行政文書を見分したところ、本件行政文書以外にも本件請求に係る車両の情報が記載された行政文書が含まれていることを確認した。

本件請求書に記載された文面及び過去の経緯から、本件行政文書に限定して本件決定を行ったという実施機関の説明に特段、不自然な点は認められない。しかしながら、実施機関は条例第7条第5項に基づき請求者に対し行政文書の特定に必要な情報を提供するよう努めなければならないこと、本件行政文書以外にも当該車両の情報を記載した行政文書が存在することからすると、本件請求に係る対象行政文書の特定は不十分であるといえる。

よって、実施機関は、本件請求の対象となる行政文書について、改めて特定のうえ、公開、非公開等の決定を行うべきである。

4 結論

以上のとおりであるから、本件審査請求は、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

田積 司、正木 宏長、池田 晴奈、久末 弥生